

整備許可候補事業者
有限会社 ユニバース
書類審査点 125
プレゼンテーション審査点 75
合計点 200
66
61.0
127.0

結果	書類審査点	125
	プレゼンテーション審査点	75
	合計点	200

<書類審査結果内訳>

評価項目	評価基準・視点	配点	有限会社 ユニバース	
1 申請者及び安定的経営	高知市内の法人であり、かつ介護保険サービスを展開している法人である	10	10	
	令和3年4月1日時点で、複数の介護保険サービスの運営実績がある	4	4	
	平成28年4月1日以降、老人福祉法に基づく老人福祉計画又は介護保険法に基づく介護保険事業計画に基づき整備許可を受けた事業について、整備許可の取消を受けた法人又は整備許可を辞退した法人であれば減点する	▲5	0	
	事業開始時の運転資金（年間事業費3/12以上に相当する額）は、寄付金又は預貯金により確保できている	5	5	
	直近の貸借対照表等において債務超過でない	5	5	
	社会福祉法人である	3	0	
	申請者及び安定的経営 計		27	24
	2 施設の設置環境	施設周辺の環境（半径100m以内の民家50戸以上）	4	0
来客者への配慮		来客用駐車スペースを入居定員の10%以上分確保	4	4
		最寄りの公共交通機関から事業所までの道路延長が300m未満	3	0
高知県防災マップで指定する土砂災害危険箇所等（土石流危険渓流区域・急傾斜地山腹危険箇所・地すべり危険箇所・山腹崩壊危険地区・崩壊土砂危険地区・地すべり危険地区）である場合は減点する		▲40	0	
右記の津波浸水地域である場合は減点する（建物整備用地内の最大値で判断）		3m以上5m未満	▲40	0
		2m以上3m未満	▲20	0
		1m以上2m未満	▲10	0
		30cm以上1m未満	▲5	0
※津波浸水区域に該当した場合		3m以上5m未満	4	0
		2m以上3m未満	3	0
利用者が主に使用する居間及び食堂の床面の高さを津波浸水深以上に設置している		1m以上2m未満	2	0
		30cm以上1m未満	1	0
※津波浸水区域に該当した場合		3m以上5m未満	6	0
		2m以上3m未満	5	0
利用者が主に使用する居室の床面の高さを津波浸水深以上に設置している		1m以上2m未満	4	0
		30cm以上1m未満	3	0
施設の設置環境 計		11	4	
3 整備用地	理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借する場合は減点する	▲5	0	
	自己所有地又は購入予定地である	2	2	
	整備用地 計		2	2

評価項目		評価基準・視点	配点	有限会社 ユニバース		
4	施設の機能性及び 利便性	居室の床面積が10.65㎡以上（洗面設備スペースを含みトイレスペースを除く平均居室面積，内法測定）である	3	0		
		居間及び食堂の面積	6㎡以上×入居定員以上の面積である	3	3	
			4.5㎡以上6㎡未満×入居定員以上の面積である	2	0	
		便所	便所を居室ごとに設置しているか。	2	0	
			便所を居室ごとに設置し，かつユニットごとに居室外に設置しているか。	1	0	
		洗面設備	洗面設備を居室ごとに設置しているか。	2	2	
			洗面設備を居室ごとに設置し，かつユニットごとに居室外に設置しているか。	1	1	
		地域交流スペースの設置 （複数設置の場合，地域交流スペースの規模が最も広いものを評価する） ●併設型であっても，それぞれに地域交流スペースを設けている場合は，単独型の加点方法を採用する。	【単独型】 3㎡以上×入居定員以上の面積である	3	0	
			【単独型】 2㎡以上3㎡未満×入居定員以上の面積である	2	0	
			【併設型】 3㎡以上×入居定員以上の面積である	3	0	
			【併設型】 2㎡以上3㎡未満×入居定員以上の面積である	2	0	
		屋外での活動スペースの設置 ●併設型であっても，それぞれに屋外での活動スペースを設けている場合は，単独型の加点方法を採用する。	【単独型】 4.5㎡以上×入居定員以上の面積である	3	0	
【併設型】 4.5㎡以上×入居定員以上の面積である	3		0			
		職員の休憩室を設置している（他の室との兼用不可）	3	0		
		入居家族等来客者用の宿泊室を設置している（他の室との兼用不可）	2	2		
施設の機能性及び利便性 計			23	8		
5	人員配置	管理者は，当該事業所の管理者業務のみに専従する	5	0		
		計画作成担当の介護支援専門員は，介護支援専門員業務の経験年数が3年以上の者を専従で配置する	5	0		
		夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯において，介護に従事する従業者を基準以上（概ね2.5:1）配置する	5	0		
		当該事業所の正規職員（雇用期間の定めがない，常勤の職員）の比率が50%以上である	4	4		
		介護職員（非常勤職員を含む）総数のうち，常勤換算で60%以上は介護福祉士の有資格者を配置し，また介護職員の総数のうち介護職員の経験年数が3年以上の者を50%以上配置する	5	0		
		人員配置 計			24	4
6	居室の利用料（家賃）の設定	家賃に要する費用	すべての居室が生活保護法による（単身）住宅扶助特別基準額以下である	8	8	
			2/3以上の居室が生活保護法による（単身）住宅扶助特別基準額以下である	6	0	
			1/3以上の居室が生活保護法による（単身）住宅扶助特別基準額以下である	3	0	
				保証金（敷金）等を徴収しない	3	0
		居室の利用料の設定 計			11	8

評価項目		評価基準・視点	配点	有限会社 ユニバース
7	協力病院	協力歯科医療機関を定める	2	2
		協力病院 計	2	2
8	職員処遇	法人が規定する新規採用職員の給料月額（基本給）	3	0
		その他職員処遇向上のための具体的な取組内容	2	1
		職員のケア等の取組み内容	2	1
		介護福祉士の資格手当の有無	2	2
		職員処遇 計	9	4
9	職員の資 質向上に 向けた研修 等の取組 み	介護職員の介護福祉士資格取得費用の支給の有無	2	2
		ケアに係る知識・技術向上等に関する1時間程度以上の全職員対象の内部研修開催頻度 （感染症・高齢者虐待・身体拘束は除く）	1	1
		内部研修への参加を職務扱いで実施	1	1
		外部研修（感染症・高齢者虐待・身体拘束・介護看護知識技術・災害等の研修）への参加及 び事業所職員への周知の有無	1	1
		外部研修への参加を職務扱いで実施	1	1
		職員の資質向上に向けた研修等の取組み 計	6	6
10	非常災害 に対する取 り組み	事業所に想定される災害に対する構造	2	0
		災害に対する設備・備品	2	0
		飲料水の備蓄が利用者及び職員×3日以上ある（1） 主食の備蓄が利用者及び職員×3日以上ある（1） 副菜の備蓄が利用者及び職員×3日以上ある（1） ①～③を満たした上で上記全てが4日以上ある（1）	4	3
		非常災害に対する食料等の備蓄 計	8	3
		11	建物や設 備の配慮・ 工夫	ケアや自立支援に資する配慮・工夫
建物や設備の配慮・工夫 計	2			1
総計			125	66

<プレゼンテーション審査結果> ※審査員6名の平均点数を、小数点第一位まで表示

No.	審査項目	配点	有限会社 ユニバース
①	地域密着型サービスに対する考え方	5	4.7
②	非常災害に対する地域との連携	5	4.0
③	食や排せつの自立、歩行改善等の 自立支援への取組み	15	11.7
	認知症状の改善に向けたケアや 進行防止の取組み		
	重度化及び看取りに対する支援の取組み		
④	身体拘束廃止への取組み	35	28.1
	高齢者虐待防止への取組み		
	家族、地域住民やボランティア等との 日常的な交流への取組み		
	衛生管理・感染症対策		
	苦情受付体制及びサービスの質向上の取組み		
	事故防止への取組み 生活の質向上のための具体的な取組み		
⑤	事業所開設にあたっての 周知の取組み及び 職員確保に向けた具体的施策	10	8.7
	整備許可申請内容の遵守に向けた 具体的な取組み		
	その他		
⑥	その他	5	3.8
⑦	改善命令・勧告等による減点審査		0
総計		75	61.0